

教育制度の変遷からみた教育課程の変容に関する一考察

—大綱化前後における教養教育を中心に—

Changes in the Curriculum From Transformations in the Educational System: University Liberal Arts Education and Accreditation Standards Prior to and in the Wake of Systemic Reforms

三和義武 (Yoshitake MIWA)

The aim of this research is to focus on the changes in liberal arts education and university accreditation standards before and after major systemic reforms. It also seeks to clarify the discrepancy between practical educational features of a university education and aspects of policy concerning curriculum revision. An overview of university establishment standards will show that earlier systemic restrictions caused significant damage to the revitalization of the university, which had been required to institutionalize those constraints. This study examines how a liberal education has changed as a result of easing the standards for university establishment and accreditation by looking carefully at the reality of administration and education at a university.

1. はじめに

本研究の目的は、大学設置基準大綱化¹⁾前後における教養教育²⁾の変容に焦点をあて、教育課程（カリキュラム）の改正における政策的な側面と教育現場等での実態的な側面との間の乖離現象を明らかにすることにある。なぜならば、教養教育は大学教育においてその重要性を認識されながらも、高等学校で学んだことの繰り返し、専門教育の下位教育などといわれる状況のなかで、その存在意義が戦後の学制改革、中央教育審議会答申、大綱化などにより変容してきたためである。そのためここでは、教養教育に関連する審議会答申、大綱化の改正内容などをもとに、学識者の意見、新聞報道、実際の大学のケース（D大学³⁾）から、大綱化前後を中心とした教養教育変容の具体的乖離を探っていく。

まず、大学設置基準の概要についてふれると、大綱化以前の設置基準は制度的な制約が大きく大学の活性化に障害をもたらし、大学を硬直化させてきたとみなされていた。したがって大綱化は、大学を制度的な制約から解放することによって、個々の大学をそれぞれ自由に多様な発展を遂げ得るようにし、自己の責任において教育・研究の不断の改善を行わせ活性化を図ろうという目的で実施された（戸田1993、3・7頁）。しかし喜多村（2001、92頁）が、従来日本では大学を設立しカリキュラムを編成するということは、新しい構想の大学や個性的なカリキュラムを創造することよりも、大学設置基準に適合する条件をそ

なえることが重要であると述べているように、各大学の理念の実現よりも、文部省（現：文部科学省、以下同じ）の設置認可基準をみたくすることが必要だったのである。

大綱化に関する先行研究をみると、1992（平成4）年当時、天野（1992b）は設置基準の最大の改正はソフト面にあり、実際にどこまでカリキュラムの改定が行われるか不透明な部分もたくさん残っているとし、大綱化の不安定要素を指摘した。しかし、大綱化が実質的に動き出した1995（平成7）年において天野（1995b）は、マス化に対応する質的な変革において、大綱化が大学組織原理の転換でありことを示唆している。またカリキュラム論に関して、林（2003）は一般教育と専門教育の区分廃止により、各大学は自己の責任において、4年一貫した独自のカリキュラムを編成することが可能となったとし、その結果として、従来の専門教育と一般教育の相互乗り入れも始まり教育課程（カリキュラム）改正に大きなインパクトをあたえたことを指摘している。

このように、これまでの研究は大綱化をその構造、制度、教育課程（カリキュラム）などから総括的にとらえたもので、当時の政治的・社会的状況から派生した審議会、マスコミの報道内容、大学の実態などから大綱化を明らかにする研究には至っていないといえる。そこで、本稿では大綱化による実態的な側面から教養教育の変容を検討していくことにする。

2. 教養教育の変容と関係審議会の性格

教養教育の歴史をたどれば、第二次世界大戦前は旧制高等学校がその役割をになっていたといえる。というのも、『第一次米国教育使節団報告書』によれば、旧制大学のカリキュラムに対し、報告書は「一般教育の機会が余りに少なく、余りに早期の、そして余りに狭い専門化がみられ、職業教育や専門職教育が余りに強調されている」と批判し、正規のカリキュラムの中で、「自由な思考への基礎、職業訓練の基礎として、より広い人文的態度が養われなければならない」と提言していることから明らかである。それにより戦後には、米国の民主的教育思想をもとに大学教育に三系列、三分野均等履修の一般教育が取り入れられた。しかしこの一般教育の内容は、上述したように学生からは高等学校で学んだことの繰り返し、教育組織的には専門教育の下位教育などといわれ、その存在意義が薄らいでいった。また法的にも学校教育法（昭和22年法律第26号）では、第53条などで学部に関する規定があるのに対して、教養部に関する規定はなかったため多くの大学では教養部は便宜的な組織ととらえられ、大学の管理・運営上では比較的重視されなかった。

その後、文部省は最初の制度の弾力化として、一般教育のための大学設置基準の改正（昭和45年文部省令28号）を行った。この改正の内容は、1963（昭和38）年の中央教育審議会答申後に文部省が設けた大学基準等研究協議会が1965（昭和40）年に答申した「大学設置基準の改善等について」の一般教育関係部分である。具体的には、次の2点である。第1点目は、人文科学、社会科学、自然科学系列ごとに3科目以上12単位、

あわせて9科目以上36単位の修得を義務づけていたのを改め、人文、社会、自然の3分野にわたり36単位を修得すればよいことにした。これにより、複数の分野にわたる「総合科目」の開設も可能になった。第2点目は、修得を義務づけられている一般教育科目36単位のうち、12単位までは外国語科目、基礎教養科目、または専門教育科目に振り替えられるようにした。この改正によりほとんどの国立大学において、1964（昭和39）年の文部省令改正により官制による教養部が設置された。

また喜多村によれば、1971（昭和46）年の中央教育審議会の答申が提案した諸々の改革を実施するために、高等教育制度に対する規制は部分的に緩和され、大学設置基準の規定も柔軟化が図られてきたとしている。さらに本来大学設置基準は、大学の形態、機能の基本的枠組みを定める重要な法的規定であり、日本の大学の骨格を形成し、その質的水準を一定化するうえで大きな役割を果たしてきた。しかしながら、他方では、この基準自体が大学の自由な発展や柔軟な変革を制約し、大学の画一化をすすめ、かえって大学の個性化の障害となっているという側面も否定できず、その難点を解決するためにこれまでたびたび基準の改訂が図られてきたと記している（喜多村 2001、91 頁）。たとえば、1973（昭和48）年には、大学設置基準改正により総合科目・総合コース（以下、「総合科目」）実施の条件ができてから、全国多数の大学で「総合科目」が展開されるようになり、文部省の「大学資料」（60年）によれば約200にもおよんでいるとしている（丹生 1988、1 頁）。

その後、省令化（1956）された大学設置基準は、以来16回にわたり部分的改正が加えられることになる。そして、大綱化による授業科目区分の廃止により、国立大学の教養部はほとんど姿を消し、大学教育センター、委員会方式として教養教育を行うことになった。

次に、1991（平成3）年の大綱化実現に大きな役割を果たした臨時教育審議会（1984-1987、会長：岡本道雄、科学技術会議議員・元京都大学学長）と大学審議会（1987-2001、会長：石川忠雄、慶応義塾塾長）の高等教育政策についてふれてみよう。

まず中曽根首相は、第二次臨時行政調査会（1981年発足）で教育問題を十分審議できなかったとして、1984（昭和59）年から1987（昭和62）年にかけて、わが国の教育全般について検討を加えた中曽根内閣直属の諮問機関である臨時教育審議会を総理府に設置した。審議状況は、大学関係の部会である第四部会報告では審議経過の概要についてほぼ完全に部会案どおりであり、細かな字句修正もほとんどなかったといわれている（季刊教育法編集部 1985、110 頁）。しかし、この審議会に通底するものは、市場原理による淘汰を手段とする臨時教育審議会の自由化論の登場（高木 1991、123 頁）、また臨時教育審議会には、競争こそ活力の源泉という考えが基調にあったと考えられる（田嶋 2001、102 頁）。このことから第四部会においても、その根底には、市場原理による淘汰、自由化論、競争原理があったと推察される。

臨時教育審議会は、その第2次答申で大学基準を根本的に見直し、その大綱化・簡素化を図るとともに関係法令の見直しを行うことを提案した。とくに設置基準の定量的、数値

的規定は、ややもすれば質を閑却し画一化および形式化を招くことに注意を要した。その意味では、定量的、数値的な値を示すにしても、最低限度の標準値を提示し定性的でフレキシブルな運用の余地を残すことを検討すべきであるとした。

具体的には、大学設置審議会の機能と私立大学審議会の機能の一部を再編成し一つに統合し、「ユニバーシティ・カウンシル」（大学審議会—仮称）として組織化し、わが国の高等教育について恒常的に検討するとともに、内外の動向や各界各方面の要望を受け止め、高等教育のあり方を基本的に審議し、大学に必要な助言と援助を行う場とすることが適当と考えられた。そして自ら大学に関する調査研究、大学に関する必要な情報の収集・提供、大学評価を行うと提言している（朝日新聞、1986年1月23日朝刊、10頁）。この提言にもとづき、1987（昭和62）年9月、大学改革の一層の推進を図るため学校教育法の改正により文部省に大学審議会が設置された。その後文部省は、1991（平成3）年2月に大学審議会から「大学教育の改善について」の答申を受けて大学設置基準を改正することになる。これは大学設置基準が制定されて以来の大幅な改正（大綱化）であった。

3. 大綱化に至る背景・意図と改正内容

このように臨時教育審議会答申から設立された大学審議会は、教育研究の高度化、高等教育の個性化、組織運営の活性化を理念に1991（平成3）年に「大学教育の改善について」を答申し、それにより同年、大学設置基準の大綱化が施行された。大綱化の主だった内容は、各大学が多様で特色ある教育課程を編成することができるように一般教育と専門教育の科目区分を廃止し、専任教員数のカウント時においても、科目区分に応じた専任教員数の区分を取り払ったことである。

しかし、大綱化された教育課程（カリキュラム）について、土持（2006、185頁）は、大綱化は新制大学における「一般教育」の歴史を考えるうえで重要な分岐点となったが、必ずしも目新しい視点ではなかったと記している。それは、マグレール⁴⁾が、「新制大学と一般教育」の論文のなかで、元来一般教育と専門教育の間には明確な区分は存在しないのである。両者の区別は科目または題目によるものではなく、その科目の観方または研究方法によるのであるとその性格を適格に述べ、教授法の重要性を強調したことによる。

また土持（2006、186頁）は、改正された大学設置基準は、教養教育の本質をより明らかにし、ここでは専門の学芸を教授するとして、学校教育法の専門教育の学芸を教授研究の「研究」が削除されていることに注意を喚起する必要があるとしている。すなわち、リベラルアールに根ざした学士課程教育では、研究ではなく教養が重要であるとの認識を新たにすると論じているのである。このように大綱化の理念においては、教養教育の充実がうたわれていたのである。

文部省による大綱化の意図は、文部事務次官通知（1991）で述べられているように、「個々の大学がその教育理念・目的にもとづき、特色ある教育研究を展開しえるよう大学設置基

準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯教育の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、あわせて大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するもの」である。それに関し示村は、現在の大学教育について、教育目標の欠如、学制の実態についての認識の欠如、統一された理念にもとづいたカリキュラムがない、より良い教育と目指す組織的な対応がないと手厳しく批判し、それらの改善を目指したものが大綱化であると結論づけている（1992、17-18頁）。また丸山は、これまでの制度・方向の不消化と急激な成長・発展との間に生じてきた諸乖離・諸矛盾などを改善するため、大学を活性化していかなければならないとし、大綱化の意義を各大学が自由に個性化・高度化しやすくなる素地を提供したことであるとしている（丸山 1992、93-94頁）。

4. 大綱化の具体的内容と教養教育の軽減化

(1) 大綱化の具体的理念と実態

ここでは、改正内容について大学審議会及び大学設置審議会（以下、「設置審」）が、大学の設置認可に際しどのような考えを持っていたのかを整理する。当時大学審議会委員を務めていた戸田は、今回の大学設置基準は、極めて定性的な規定であり、以前の設置基準は定量的に規定がなされていたが、今回は定性的な規定に転換したといえるとしている。たとえば、教育課程の編成、教育内容、カリキュラムの編成といったソフトな面については、あくまでも定性的な規定に位置づけているとしている。しかし、今回のような定性的な規定（とくに大学設置基準 19 条第 2 項⁵⁾）について、設置審サイドでは、具体的に設置審査にあたる設置審としては、この内規を作らなければ具体的な審査はできないという強い要望があった。そのため設置審では、大学審議会委員作成内規とは別に、平成 3 年 8 月 6 日に、「設置審査内規に関する申し合わせ」（以下、「申し合わせ」）を作成した。実際には、この「申し合わせ」により、大綱化理念は運用においてかえって大学を規則によって縛ることになったのである（戸田 1993、14-15 頁）。

次に、改正の曖昧な点として浮かび上がった事項についての議論を整理しておく。大学審議会議論のなかでは、たとえば IDE の特別座談会《大学審議会答申をめぐって》のなかで、天城（1991、29 頁）が、もし体育も外国語もやらないという大学が出てきたとき、基準としては認められるのですねという問いに、示村（1991、29 頁）は、まず前提としては、そういうものは出てこないであろうと、それをどうチェックするかというのは、大学設置審の審査ルールをはっきりさせておくということで、その問題は担保できるだろうという考え方ですと答えている。換言すれば示村は、内規が事実上いまの基準に代わるようなものになるわけだと述べている。また、当座談会司会者である黒羽（1991、56 頁）はまじめのなかで、個別の大学の柔軟化、弾力化を受け止める能力という問題が強く働くのかが考えられる。設置基準が弾力化されるが、内規のようなものはかえって細くなるのではないかと指摘している。それについて示村が、体育も外国語もやらないという大学が出てき

た場合、大学設置審の審査ルールをはっきりさせておくことでその問題は担保できると細則的な審査規定の作成を示唆している（1991、29頁）。

（2）大綱化に関する報道機関の論調

一方報道機関は、一般（教養）、専門の科目区分も消え、教養課程なしの「専門大学」も可能になった（毎日新聞、1991年2月9日、朝刊1面）と報じ、また、教養科目、保健体育抜きの専門大学や逆に教養科目だけの教養大学など特徴や個性のある大学づくりも可能になる（中日新聞、1991年11月10日、朝刊3面）と今回の改正事項を解釈している。この観点からしても、示村が述べたことと各報道機関の間には解釈上の齟齬が生じている。また読売新聞では、たとえば「司法試験の高合格率」をうたい文句に、一年から四年までほとんど法学という専門学校なみの大学も出かねないので、設置基準にはカリキュラムの編成には、深い教養や総合的な判断力をつちかい、豊かな人間性を育てる配慮をとの項目を加えた。そして文部省では、あまりに非常識なカリキュラムは是正するよう強く指導するとしていると報じている（読売新聞、1991年6月30日、朝刊30面）。このような大綱化の解釈論から、一般教育科目が課されない大学があつていいのか、それとも文部省によって規制されるのかが不鮮明な点が強く残るのである。

上述のように新聞報道から推測すれば、大学設置基準の大綱化・簡素化の審議内容においては、まだまだ曖昧さが残る段階での実施となったようである。それに関し箕輪は、新大学設置基準は、大学側に大幅な自由選択の幅を与えると同時に、その社会的責任を問い、自己点検・評価を通して教育・研究水準の改善のための努力を続けることを求めている。（中略）大学の質をまもる最後の砦は結局、文部省・設置審議会による窓口行政・窓口指導のみということになりそうだ。すなわち自由化したのは大学の方ではなく、文部省・設置審議会の管理権限であるともいえるのだ。（中略）これはやはり統制の緩和ではなく強化と考えるのが妥当だろうとの意見を述べ、大綱化に大きな期待を抱いていなかったことがうかがえる（1991、24頁）。

（3）個別大学のケーススタディ

本項では、実際の大学現場における大綱化への取り組み状況を D 大学の分析ケースをもとに考察する（三和 2007、93-99 頁）。その内容について、下記の表 1 からいえることは、D 大学の場合、大綱化前（A 学科）は教養科目 36 単位以上必修であったものが、大綱化後（B 学科）は教養科目 20 単位以上となり、教養教育軽視の帰結となったことがうかがわれる。このことは他大学でもみられた現象であったが、逆に教養教育が皆無になる大学は存在しなかった。そこには、文部省による指導（申し合わせ）が存在したことが実証されるのである。

表1 D大学における大綱化前後の科目区分の変更点

学部・学科・年度	授業科目区分	授業科目の名称等	修得単位
A 学科 1990(H2)年 (申請) 1991(H3)年 (開設)	一般教育(科目)	人文系	3系列にわた り36単位以 上
		社会系	
		自然系	
	外国語	英語、仏語、中国語	8単位以上
	保健体育	保健体育、保健実技	各2単位
専門科目	コミュニケーション基礎演習(報告書作成)、(基礎統計)、(調査法A・B)、(実験法)、(観察法)など	76単位以上	
B 学部・学科 1993(H5)年 (申請) 1995(H7)年 (開設)	教養科目	社会と生活、自然と環境、文学と芸術、健康と運動、健康と薬品、スポーツ基礎・応用、外国の言語と文化など	20単以上
	英語	英語コミュニケーション科目	6単位以上
	情報	コンピュータ活用科目	4単位以上
	専門科目	展開科目、総合・創造科目、関連科目	94単位以上

出典：三和義武(2007、96頁)より作成。

また、一般教育、外国語、保健体育といった授業科目区分が廃止され、授業科目は各大学で自由に編成することができるようになった。とくに外国語、保健体育といった従来大学教育に必須とされていた科目が選択となったことは大きな改正事項である。しかし、授業科目区分は廃止されたが、D大学では共通教養(教育)科目、コンピュータ活用科目、英語コミュニケーション科目を1年生から4年生までの共通科目として編成し、これまでの1、2年生が教養教育、3、4年生が専門教育という概念を取り払った。さらにD大学では、展開科目、総合・創造科目の領域を作り、専門基礎科目、基礎ゼミナールなどの形で、専門教育の基礎的部分を授業化する方法をとるようになった。

川嶋(2007)によれば、学士教育課程における教養(共通)教育科目の比率は、1991(平成3)年で38.9%であったものが、2001(平成13)年には30.7%に低下したと述べている。また吉田(2006、23頁)は、学士課程教育において教養教育がどの程度縮減したかの調査において、表2に示すように、単位数で見れば、おおむね30~35単位、卒業要件に占める割合で見れば25%前後は、教養教育という科目区分に振り分けられている。教養教育の平均の単位数は31単位であり、以前は36単位から48単位が必修単位であることと比較すれば、教養教育は確実にスリムになっている。ただ注意すべきは、「教養と専門をあわせもつ

教育」の単位が 6～11 単位あることは看過できないとしている。これらの調査により、大綱化後は教養教育よりも専門教育重視の傾向が強まったことが実証される。

表 2 設置者別の平均単位数 (%)

科目区分	国立	公立	私立
教養科目	35.47	30.10	29.34
教養と専門をあわせもつ教育	5.87	10.94	8.12
専門科目	79.52	80.26	75.36
自由科目	6.50	6.17	10.85
それ以外	1.40	0.63	2.55
卒業要件	128.76	128.11	126.22

注：6年制課程をのぞく。

*科目区分に関しては、各学部の単位配分の状況に関して「それ以外」の4つのカテゴリーに則して記入してもらい、科目区分ごとの平均値をとった。「それ以外」は、各学部の4つの科目区分の合計単位数が卒業要件単位数に等しくなるための操作的な値である。各科目区分の平均値を合計しても、卒業要件単位数にはならない。

出典：吉田文（2006、23頁）より作成。

以上のことから、設置基準理念とカリキュラムの実態の相違が明らかにされ、教養科目軽視、専門科目重視といった現実の姿と大綱化理念（教養教育の充実）の乖離が明確となる。教養教育が軽視化された原因には、教員の専門教育志向の強さがあげられる。そこには、ほとんどの教養教育科目を非常勤教員に託し、専任教員は専門教育科目を担当するという大学・学部の方針にも問題があった。その方針から、各自が担当していた教養教育科目を専門教育科目、または専門基礎科目に変更し、その結果として教養教育科目が軽減化されていった。またこのような結果を生じたことは、経済界において実践的職業人養成の期待があったことが背景になったことも考えられる。たとえば養輪（1991、27頁）は、大学をテクノクラート養成のための知識伝達の場所ととらえる大学観が支配的であったと記している。これらのことから大学教育は、教養教育を軽減化し実践的、または専門的な要素を含む教育の方向へ向かっていった。

5. おわりに

以上のように大綱化理念とは裏腹に、文部政策と報道機関、学識者、大学現場との間には教養教育の考え方について乖離現象が存在したことが明らかとなった。大学設置審議会

委員および文部省の見解について、1991（平成3）年に文部省令により、開設授業科目の科目区分（一般教育、専門教育、外国語、保健体育）を廃止することが決定されたが、先述の玉井（1991）によれば、専門教育だけのカリキュラムを組む大学が仮に出たとしたら、これは明らかに設置基準違反ということになると述べ、また戸田（1993、17頁）は、一般教養的なものが設置されなくなるということが仮にあった場合には、設置基準の第19条第2項に反するとしている。その反面、余り内規を細かく規定して、しかも定量的に規定すれば、せっかく大学設置基準を大綱化してもその趣旨が没却されてしまうとも述べており、そこには大学審議会委員にも基準の曖昧性が存在し、また大学審議会方針と報道機関をはじめ大学関係者などにとって審査基準の解釈に齟齬が生じている。そこには大学審議会による定性的な理念と文部行政の統制的理念の相克があったと推察することができる。ここで大綱化の理念を踏まえ、改正内容と実態との乖離項目をまとめると3つの現象が明らかとなる。

第1点目に、大綱化施行後の大学現場では教養教育の軽視現象が起こった。原（1998、96頁）は、臨時教育審議会、大学審議会でも毎回議論的とされたのは教育活動の活性化であった、その最大の課題は教養教育ないし一般教育の充実という点に絞られる、しかし、残念ながらそれはどうも成功したとはいえないと述べている。そのことを実証するかのように、実際、ほとんどの大学で教養科目の減少、専門系科目の増大、外国語、保健体育科目の減少などが生じ、専門教育重視に傾向していった。また国立大学では、教養部廃止により新設学部・研究科の設置等がなされていった。

第2点目に、大綱化は授業科目区分を廃止するという規定のもと、一般教育科目、専門科目についても自由にその取り扱いを大学にまかせられるべきものであると考えられた。しかし、実際には、大学の個性化、活性化、自由な発展を規制するような「申し合わせ」が設置審により設けられたため、大綱化の理念と実際の規制化された設置認可の実態が表出し、実態と乖離した大綱化の施行が行われた。このことは、大綱化を定性的にとらえようとする大学審議会の考えと実際の設置認可において定性的の概念に曖昧性が残っていたことが明らかとなった。

第3点目に、当時文部省高等教育局企画官・大学審議会室長文部省であった玉井が、設置基準の概念は、大学の大きな枠組みを定める最低基準であること、学科、課程については大枠にとどめることと述べたにもかかわらず「申し合わせ」により細則的な基準が作成されたことは、文部省内でも理想とする設置基準と実態としての設置基準には判断基準において戸惑いと困惑があったことが明らかとなろう。

その意味では、定性を求めたこの大綱化は、黒羽（1991、56頁）が指摘したように設置基準は弾力化されるが、内規のようなものはかえって細くなるのではないかとということが現実のものとなった。また朴澤（2000、138頁）も、実際の設置認可における運用過程の詳細な認可判断基準が示されていないことに関し、文部省の活動を分析することによって、

法令に定めのない文部省の窓口相談（指導）を通過することが認可決定までの重要な段階で、設置申請時の窓口指導に甚大な権限あることを論及し、文部省の「窓口行政」における指導は事実上の強制力を伴うものとして流通していることを指摘している。

これらの検証からいえることは、大綱化における本来の教養教育の理念は、大学の自主・自律性にまかせ、大学独自のカリキュラム編成がなされることが望ましい姿であった。丸山（1992、93-94頁）も、大綱化は各大学が自由に個性化・高度化しやすくなる素地を提供することなのであると論じたが、実際には、大学審議会が求めた自主・自律の理念と文部省による官僚統制の間には相反が存在していたことが実証された。

残された課題としては、本研究で明らかとなった大綱化の乖離実態、そしてこれまでの教養教育の歴史的変容の実態を踏まえ、今後の大学教育における教養教育のあり方を、個別大学の事例を検討することによりみいだしていくことの必要性である。

【注】

- 1) 文部省は1991（平成3）年7月1日、大学設置基準の一部を改正する省令を施行した（大学設置基準の大綱化）。この改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的にもとづき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、あわせて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものとしている。私立大学協会『教育学術新聞』（平成3年7月3日、第1600号、1頁）を参考にした。
- 2) いわゆる「教養教育」というのは、従来、一般教育科目と呼ばれていたものが、大学設置基準の大綱化によって一般教育と専門教育のと区別がなくなったことから名称変更されて、使われるようになった言葉である。大学によっては「共通教育」とか「全学教育」と呼んでいるところもある。天野真二、「教養教育のあり方について」『教育実践研究別冊 FD 研究報告書(4)』、2006、33-34頁、福岡教育大学教育学部附属教育実践総合センターを参考にした。
- 3) D大学は、1975（昭和50）年に開学した私立大学で、現在約7,500名の学生を擁する文科系総合大学である。今回D大学を取り上げたのは、1991（平成3）年の大綱化をはさんで、1990（平成2）年に申請したA学科（1991年開設）と大綱化後の1993（平成5）年に申請したB学科（1995年開設）の教養教育の変容を考察することにより、より具体的に大綱化前後の教育課程の内容が明確化されるためである。
- 4) CI&E教育課高等教育班顧問。彼は、ゼネラルエデュケーションの普及に尽力し、1947（昭和22）年の時点で、「元来一般教育と専門教育との間には明確な区分は存在しないのである。両者の区別は科目又は題目によるものではなく、その科目の観方又は研究方法によるものである」と、内面指導をしていた。彼の指摘は、授業科目区分の撤廃にとどまら

ず、大学審議会が七年間の長い年月をかけて答申した授業および研究方法の改善にも言及したものであった。土持、2006、321-322頁を参考にした。

- 5)教育課程の編成にあたっては、大学は、学部等の専攻に係わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。大学設置審査要覧《平成9年改訂》、65頁参照。

【参考文献】

- 天城 勲・慶伊富長編、1977、『大学設置基準の研究』東京大学出版会
- 天城 勲編、1990、「大学教育の自由化と評価」『IDE 現代の高等教育』No. 320 12月号 民主教育協会
- 天城 勲編、1991、「大学審議会答申をめぐって—特別座談会—」『IDE 現代の高等教育』No.325 6月号民主教育協会
- 天城 勲編、1992、「大綱化と学部教育改革」『IDE 現代の高等教育』No.336 7月号 民主教育協会
- 天野郁夫、1992a、「講義5. 大学設置基準の改定と大学改革」『高等教育経営セミナー—大学設置基準大綱化とその対策—講義録』高等教育研究所
- 天野郁夫、1992b、新潮選書『学歴の社会史—教育と日本の近代—』新潮社
- 天野郁夫、1994、『大学—変革の時代』東京大学出版会
- 天野郁夫、1995a、「学部教育の再検討」、館 昭編、シリーズ「現代の高等教育」1『転換する大学政策』玉川大学出版部
- 天野郁夫、1995b、「高等教育計画と市場原理」、館 昭編、シリーズ「現代の高等教育」1『転換する大学政策』玉川大学出版部
- 青木宗也、1992、「大学設置基準の大綱化とその運用」『私学経営』No. 212 私学経営研究会
- 有本 章、2005、「大綱化以降の高等教育政策の流れと将来像」第4回高等教育政策研究セミナー講演、大学コンソーシアム京都
- 文教協会、1989、『大学設置審査要覧』《平成3年改訂》
- 丹生久吉、1988、「〈巻頭言〉総合科目を考える」『一般教育学会誌』第10巻第1号
- 原 一雄、1998、「大学設置基準の大綱化がもたらしたもの—その光と影」『大学時報』Vol. 47, No.261 日本私立大学連盟
- 朴澤泰男、2000、「政策実現手段としての設置認可行政—高等教育計画の実施過程における機能を中心に（Ⅱ研究報告）」日本教育行政学会編『教育の市場化・民営化を問う』東京教育開発研究所
- 川嶋太津夫、2007、「ラーニング・アウトカムズの観点からカリキュラムを考える」『第37回客員教授セミナー』名古屋大学高等教育研究センター
- 季刊教育法編集部、1985、『臨教審の全て—臨教審のめざす教育改革とは』エイデル研究所

- 喜多村和之、2001、高等教育シリーズ105『現代大学の改革と政策：歴史的・比較的考察』
玉川大学出版部
- 黒羽亮一、1991、「大学設置基準運用の軌跡と今後」『IDE—現代の高等教育』No328 民主
教育協会
- 丸山高央、1992、＜ボランティア叢書19＞『大学改革と私立大学』柏書房
- 箕輪成男、1991、「私学にとって新設置基準とは」『IDE—現代の高等教育』No328 民主教
育協会
- 三宅忠和、1996、「設置基準大綱化後の経済学部カリキュラムの動向(2)―関東地区大学―」
『大学改革と経済学教育』経済学教育学会
- 三和義武、2007、「ケーススタディからみた大綱化前後の大学設置認可行政」『大学教育学
会誌』第29巻2号(通巻第56号)
- 文部事務次官、1991、「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について」(文部事務
次官通知)文部省
- 大崎 仁、1999、『大学改革1945～1999』有斐閣
- 示村悦二郎、1992、「講義1. 大学設置基準の大綱化の目的」『高等教育経営セミナー 大学
設置基準大綱化とその対策 講義録』高等教育研究所
- 高木英明編、1991、新・教職教養シリーズ第9巻『教育制度』協同出版
- 田嶋 一、2007、「第4章 ころとからだを育てる」、田嶋他『やさしい教育原理〔新版〕』
有斐閣アルマ
- 玉井日出男、1991、「大学設置基準の大綱化と今後の課題 (1)-(6)」『教育学術新聞』私立
大学協会
- 戸田修三、1993、「大学教育の改革と大学設置基準の大綱化(第I部 講演)」『中京大学教
養教育研究』Vol.3 中京大学
- 土持ゲーリー法一、2006、高等教育シリーズ135『戦後日本の高等教育改革政策「教養教育」
の構築』玉川大学出版部
- 吉田 文、2006、「教養教育と一般教育の矛盾と乖離：大綱化以降の学士課程カリキュラム
の改革」『高等教育ジャーナル—高等教育と生涯学習—14(2006)』北海道大学高等教育
機能開発総合センター